

南三陸町職員の懲戒処分等について

本町職員に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分等を行ったので、公表します。

1 住民情報システムの不適正利用（個人情報不正閲覧）事案

(1) 処分内容及び被処分者

戒告 課長補佐級（60代 男性）

(2) 処分年月日及び処分者（任命権者）

令和8年3月31日 教育委員会

(3) 事案の概要

被処分者は、令和7年4月から町長の事務部局に在籍した間において、その勤務時間中、業務外の私的な目的で、町の住民情報システムにより計43世帯に属する「64人分の住民基本台帳情報」及び「32人分の課税情報」を不正に閲覧した。

(4) その他

上記の懲戒処分に関連し、当該職員の管理監督者として適性を欠いたことから、併せて次のとおり処分を行いました。

- ・文書注意 課長級（50代 女性）
- ・文書注意 係長級（40代 女性）

2 銀鮭種苗生産試験用発眼卵購入業務における不適正事務事案

(1) 処分内容及び被処分者

減給（10分の1）3月 係長級（40代 男性）

(2) 処分年月日及び処分者（任命権者）

令和8年3月31日 町長

(3) 事案の概要

被処分者は、銀鮭種苗生産試験用発眼卵購入業務において、町における発眼卵の試験飼育の計画が10万粒であったところ、試験飼育後における稚魚の受入予定先である生産事業者から14万粒の飼育についての要望を受け、上司の承諾その他必要な手続を経ないまま、本来は当該生産事業者が調達し、飼育すべき発眼卵の受入れ及び町による飼育を承諾した。

その後においても、当該承諾について上司への報告を怠り、必要となる意思決定手続の一切を行わなかったほか、上司への報告の必要に関し助言した職員に対し、当該上司への説明を偽るよう依頼した。

本件事案の発覚後、町においては、余剰分の発眼卵（4万粒）の購入に係る費用28万8千円を負担するに至った。

(4) その他

上記の懲戒処分に関連し、当該職員の管理監督者として適性を欠いたことから、併せて次のとおり処分を行いました。

- ・口頭注意 課長級 (40代 男性)
- ・口頭注意 課長補佐級 (50代 男性)
- ・口頭注意 係長級 (50代 男性)

南三陸町 総務課 (担当) 人事係長 小野
電 話 : 0226-46-1370